令和8年10月7日時点版

令和8年8月千葉豪雨で被災した小規模事業者の皆様へ

千葉県被災小規模事業者再建支援事業

令和8年8月千葉豪雨により**被災した小規模事業者**を対象として、**事業再建に必要な設備等の修繕、購入に要する経費**の一部を支援します。

【事業目的】

県内に事業所を有する小規模事業者が、事業の再建を目的として実施する修繕、設備導入等を支援

【補助対象者】

千葉県内に事業所を有する小規模事業者

※　罹災証明書、被災証明書など被災した事実の分かる証明が必要。
※　事業終了1年後までにBCP（事業継続力強化計画を含む）の策定が必要。

【補助上限】

100万円(下限10万円)

※商工会、商工会議所による支援を受けることが必要。

【補助率】

２／３以内

※保険金が支給済み又は支給見込みの経費は除く。

【対象経費】

①施設修繕費、②機械装置費、③設備廃棄費

※　設備廃棄費は、施設の修繕等と併せて実施するものに限る。
※　**8月13日以降の豪雨により被災した日以降に発生した経費を遡って補助対象。**
※　車両購入費は対象外。

※詳細は、お近くの商工会、商工会議所までお問合せください。

千葉県
chiba prefecture

活用例①

令和8年8月千葉豪雨により、**床上浸水が発生しリフォーム**が必要になった。支援機関から本事業のことを聞き、**床材と壁紙の張替え**に対して補助金の交付を受けることができた。

- 床の張替え　90万円
- 壁の張替え　30万円

⇨ 補助金額　**80万円**
（補助対象経費の２／３以内）

活用例②

浸水により、**業務用冷蔵庫が水没**して、使用不可になった。事業再開に不可欠であったため、**被災翌日に発注**し、翌週には営業を再開することができた。その後、補助金申請を行い、経費の一部について補助金を受給することができた。

- 業務用冷蔵庫180万円

⇨ 補助金額　**100万円**
（補助上限100万円）

申請方法等

原則、電子申請

※書面申請も可能とする予定です。
※制度が決まり次第公表しますのでお待ちください。

【想定スケジュール】

令和８年１１月中旬　申請受付開始
令和８年１２月中旬　申請締切（１回目）
令和９年　１月上旬　申請締切（２回目）

※　内容は変更になる場合があります。詳細は、今後公開する申請要領をご確認ください。

問い合せ先

下記URLから最寄りの商工会、商工会議所にお問合せください。

- **商工会**<https://www.chibaken.or.jp/shokokai_list.php>
- **商工会議所**<http://www.cfcci.or.jp/link01/>